

# 子育てステーション『嵐丸ひろば』がオープンします

4月4日(出)、東武東上線武蔵嵐山駅橋上に、子育てステーション『嵐丸ひろば』がオープンいたします。子育て支援拠点として、親子が一緒にふれあい遊ぶことができる施設です。



**場所** 武蔵嵐山駅橋上(菅谷100番地4)  
(旧ステーションホール アイプラザ)  
**開館日** 火・水・木・金・土  
**時間** 10時～16時  
**オープニングセレモニー** 4月4日(出) 10時～  
みんなで遊びに来てくださいね♪



問合せ こども課 ☎62-0823

## 男女共同参画関連の研修に参加してみませんか ～参加費を補助します～

男女共同参画社会とは、一人ひとりが性別に関わりなく能力と個性を發揮できる社会です。女性も男性も前向きに多様な生き方ができるよう、町では、男女共同参画社会の形成の促進に係る研修等に参加する場合に、参加費用を補助する事業を実施しています。近年は、シニア男性を対象とした家事・育児・介護など様々な講座も実施されています。お気軽にご利用ください。

### 「男女共同参画に関する研修参加補助金制度」

#### 対象研修

1. 独立行政法人国立女性教育会館で行われる研修で、町長が認めるもの
2. 日本女性会議
3. その他町長が認めるもの

#### 補助対象者

町内で男女共同参画に関心があり学習意欲が旺盛で、かつ、町内に居住する人、または町内の事業所に勤務する人

#### 補助対象経費

1. 交通費
  2. 宿泊料
  3. 参加負担金(資料代を含む)
- ※交通費および宿泊料については、嵐山町職員等の旅費に関する条例の一般職の職員の例により算出します。

#### 補助金額

補助対象経費を合計した額です。ただし、3万円を上限とし、千円未満の端数があるときは切り捨てます。また、予算の範囲内とします。

#### 申込み

「嵐山町男女共同参画研修参加補助金交付申請書」に必要事項を記入の上、地域支援課に持参または郵送で提出してください。申込みは随時受付です。

#### その他

研修参加の手続き、旅行手続き等は参加者各自で行なってください。

#### ■補助金交付までの流れ (1～5の流れになります)

1. 申請  
「補助金交付申請書」を事業実施日の1ヶ月前までに町へ提出
2. 審査後  
「補助金交付決定通知」を町より交付
3. 研修会等参加の実施
4. 報告  
「実績報告書」「補助金交付請求書」を町へ提出
5. 補助金の振込  
報告後、3週間程度で指定口座に振込みとなります

問合せ 地域支援課 ☎62-2152

## 税務証明書の申請時に本人確認の書類の提示をお願いします

税務課では、所得証明書・評価証明書・納税証明書等の各種証明書の申請いただく際に本人確認をしますので、確認できる書類の提示をお願いします。(委任状で申請の場合は、委任された人の書類の提示をお願いします。)

提示していただくものとして、運転免許証、健康保険証、年金証書、年金手帳、パスポートなどがあります。いずれか1つをご持参ください。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-2153

## 平成27年度の固定資産税が確認できます

-4月1日(水)～6月1日(月)- (土曜の午後、日曜、祝日は除く)

	確認できる内容	確認できる人	持参するもの	手数料	
縦覧	土地価格縦覧帳簿	所在地、地積、評価額、地目 都市区分など	土地に係る納税者及び同居の親族、納税管理人 納税者から委任された人	納税通知書 委任状	無料 ※確認期間以外は縦覧できません
	家屋評価縦覧帳簿	所在、構造、床面積、階層 評価額、建築年など	家屋に係る納税者及び同居の親族、納税管理人 納税者から委任された人	納税通知書 委任状	
閲覧	固定資産課税台帳(名寄帳)	所有する土地・家屋の評価額など	町内に土地・家屋を所有する者及び同居の親族、納税管理人 所有者から委任された人	納税通知書 委任状	無料 ※確認期間以外は200円 コピー代1枚10円
		借地の評価額など	借地人(契約者)	賃貸借契約書	
		借家の評価額など	借家人(契約者)	賃貸借契約書	
公開	路線価格などの図面	市街化区域：路線価格 調整区域：1㎡当たりの評価額	年間通して誰でも確認できます	特にありません	無料

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-2153

## 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) 平成27年10月からスタートします

- マイナンバー制度とは、公平・公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上を目的とした、社会基盤の整備です。
- 平成27年10月以降に、住民票を有するすべての方に一人1つのマイナンバー(国民一人ひとりに割り当てられる12桁の番号)が住民票の住所に送付されます。平成28年1月からは個人番号カードが発行され、身分証明書として使えるほか、様々なサービスに利用できます。個人番号カードの紛失等により、マイナンバーが漏えいして不正に使われる恐れがある場合を除いて、一生変更されません。

☆この制度により、年金・雇用保険、医療保険の手続き、福祉関連の給付、確定申告等の税手続きなどにマイナンバー制度が利用できます。  
この制度により住民に提供されるサービスが正確かつ迅速になります!

マイナンバー公式ホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>  
マイナンバーコールセンター：☎0570-20-0178(マイナンバー)

